

〔別紙 1〕

随意契約理由書

件名	東クリーンセンター スートブロワ点検整備	
契約の相手方	汽罐部品製造株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当	
随意契約の理由 東クリーンセンターは、市内から発生する一般廃棄物（可燃ごみ）を焼却処理するプラントで、全炉停止期間を除き 24 時間連続稼動を行うとともに、ごみ焼却余熱を利用してボイラで蒸気を作り発電を行う施設である。 スートブロワは、焼却炉の内壁に設置されたボイラの伝熱配管に高圧蒸気を吹き付け、伝熱配管に付着する灰を除去する設備である。ボイラは排ガスの冷却と蒸気の生成に重要な役割を持つため、ボイラ水管に付着する灰を定期的にスートブロー（煤払い）で払い落とすことで、熱交換効率の維持と排ガス流路を確保している。 焼却炉運転中、スートブロワは定期的に使用し、高圧蒸気や高温となる焼却炉内の環境に晒されるため負担が大きく、駆動装置や蒸気バルブの劣化が進行している。設備故障等によりスートブロワが使用できなくなると排ガスの冷却と蒸気の生成、発電に支障をきたすとともに、排ガス流路の閉塞などプラント全体の安定稼動に影響することから、休炉時にスートブロワの点検整備を行う。 当該スートブロワは、汽罐部品製造㈱が東クリーンセンターのゴミ焼却プラントに合わせて独自に設計・製造した設備で、スートブロワを構成する機器の構造や機能等に精通し、整備等に必要となる技術は他者では知り得ない。そのため、スートブロワの機能・性能を維持し、安全かつ効率的に点検整備業務を履行できるのは汽罐部品製造㈱のみである。 よって、汽罐部品製造㈱を契約の相手方として随意契約を行うものである。		
担当部署 （問合せ先）	環境局 東クリーンセンター	（電話番号 078-452-4100）